

(第一類 第十二号)

第二十八回国会 建設委員会 議録 第七号

(一四六)

昭和三十三年二月二十一日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事内海 安吉君 理事久野 忠治君

理事萩野 豊平君 理事大高 康君

理事前田榮之助君 理事三鍋 義三君

逢澤 寛君 荒船清十郎君

池田 清志君 木崎 茂男君

薩摩 雄次君 高木 松吉君

徳安 實藏君 馬場 元治君

堀川 恭平君 正雄君

松澤 雄藏君 渡邊 慎藏君

小川 豊明君 井谷 正吉君

出席国務大臣 根本龍太郎君

建設大臣 柴田 達夫君

出席政府委員 渡邊 慎藏君

(大臣官房長) 井谷 正吉君

建設事務官 小川 豊明君

(河川局長) 山本 三郎君

委員外の出席者 植田 俊雄君

議員 井手 以誠君

建設事務官 関盛 吉雄君

建設事務官 山口 乾治君

議員 国宗 正義君

建設事務官 (河川局次長) 戸田福三郎君

建設事務官 川島水政課長

建設事務官 局砂防課長

専門員 東門員

議員 姫川恭平君

議員 岩本桑吉君

○西村委員長 これより会議を開きます。

二月二十日 姫川恭平君辞任につき、その補

欠として山本桑吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同日 委員山本桑吉君辞任につき、その補欠として堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日 委員井原岸高君辞任につき、その補欠として馬場元治君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十日

地すべり等防止法案(内閣提出第七六号)

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出、衆法第一号)

日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

水防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

地すべり等防止法案(内閣提出第七六号)

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出、衆法第一号)

建設省関係重要施策に関する件

本日の会議に付した案件

水防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

地すべり等防止法案(内閣提出第七六号)

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出、衆法第一号)

建設省関係重要施策に関する件

水防法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。本案に対する質疑は前回の委員会におきました。これより本案を討論に付します。討論の通告がありますから、これをお許し下さい。

○三鍋委員 私は日本社会党を代表いたしまして、先日来本委員会において審議されて参りましたところの水防法の一部改正案に對しまして、賛成の討論をいたしたいと思います。

本法は、第五国会におきまして制定され、さらに第二十二国会において一部改正が行われ、水防活動の強化がはかられてきたのであります。このたび水防事務の公共性にかんがみまして、その一般的責任は市町村にあることを明らかにするとともに、水防事務の特殊性に基き、水害予防組合の区域について水防事務組合が設けられる場合の特別処置並びに水防事務組合の議会の議員の選挙及び経費の分賦についての基準を定める等、所要の改正を行ない、水防管理団体を実情に則するよう強化して、その活発なる活動に資するこ

とを目的としているのであります。これは毎年災害によるところの甚大なる被害を受けている対策といたしまして、適切なる処置であると考えるものであります。

ただこの際、一点だけ希望を述べておきたいと思います。それは第三条の

おきますが、当該市町村長が候補者

を推薦する場合、現在の二大政党下において、いざれかの一方にのみ片寄る

ようなことがあると、数市町村にわたる水防上の特別の利害を円満に調整す

る上において妥当ないと考えられますので、一党派に片寄ることなく、十分考慮の上、候補者を推薦すべきであるという見解に立ちまして、市町村長に対して適切なる指導がなされるよう希望いたしまして、本改正案に賛成を

するものであります。

○西村委員長 討論はこれにて終局いたしました。これより水防法の一部を改正する法律案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○西村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案の報告書の作成につきましては委員長に御一任を願いたいと思いまます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないものと認めます。

○西村委員長 次に、前会に引き続

き、建設省関係重要施策とこれが実施

に要する予算の概要説明に対する質疑

を続けます。三鍋義三君。

○三鍋委員 本日は主として住宅施策

に対しまして、大臣に質問を申し上げ

たいと思います。その前に、局長さん

に若干の資料をお示し願いたいと思う

のであります。即答願えるものは即答いたしてもらいたしました。それができない場合は後ほどでよろしくございますから、資料として御提出を願いたいと考えます。

まず住宅不足の現況について知りたまでもございませんが、總数どれだけ不足しているかということを、できたら一つ各具別にお願いしたい。そしてまたその内訳といたしまして、第二種――私たちこれは大体一万六千円以下との収入階層と見るのであります

が、第二種においてどれだけ不足しているか。それから第一種、これは三万二千円以下の階層と見まして、その階層においてどれくらい不足している

か。公庫、公團、これは三万二千円以上と見ます、こういった階層においてどれだけ不足しておるか。なかなか厳密にいかぬと思いませんけれども、できるだけこういった観点に立つてお示し願いたい。次に、災害その他滅失、老朽、こういった年度別の戸数、できたら過去五六年間くらいのをお示し願いたいと思います。次に、公營と公庫どちら全部まとめて、次の委員会でもよろしくございますが、どうですか。

○植田政府委員 ただいまのお話の中

で、即答できるものは即答申し上げた

方がいいかと存じます。詳しい資料のできるものもございますし、また、た

だいま申し上げることで御了解をいたしましたので、一つ考え方をお御説明申し上げたいと存じます。住宅不足の現況でございますが、住宅不足の調査は毎年いたしておりますわけではございませんが、だくよりほかないようなものもございと存じます。住宅不足の現況でござりますが、住宅不足の調査は毎年省で実施いたしましたものが、ただいたままで使っておる資料でござります。この資料は全国についてやつたものでございません。ある程度の抜き取り調査で、推定も入っておるわけでございますが、これを基礎にいたしまして今まで住宅計画を進めて参ったわけでござります。従いまして、その数字を一応申し上げますと、御承知の通り昭和三十年度に住宅の十ヵ年計画を始めましたときは、全国の不足戸数を三百七十万戸と押えたわけでござります。これが住宅不足の減になつたファクターであります。その後三十年、三十一年、三十二年に、政府施策住宅及び民間自立住宅が建つておるわけでございます。これがございますが、一方減少もござりますし、老朽によつてとりこわしたのもござります。また新規の世帯増によりまして需要増がござります。こういらつたわけでございます。従いまして、先ほどの第一問に対するお答えといいたしましては、二百五万戸の住宅不足をもつて三十三年度の住宅施策のスタートと見ておる、こういふように御了解願つたらいいのではないかと存じておられます。

とするような住宅不足の状況といふことはござりますが、先ほど申し上げましたように、各県別にシラミツボによる階層の方々の所得から住宅の不足状況——この不足状況の中に、は、壇舍その他に住んでおつたといふ例もござりますし、また遠距離通勤でいらっしゃることも一つのファクターでござりますし、また同居でございますとか過密居住であるとか、そういうファクターラーをとらなければいけないわけござりますけれども、先ほど申し上げましたように、三十年度の調査ではそこまでこまかいところに入つております。そういう意味から申しまして、各県別に二種を要望するものがどれだけあるか、一種を要望するものがどれだけあるかといふことを、こまかくつかんだ統計は現実にもできておらないわけでござります。

のままの状況で現在まで至つておるといふ推定をすることも、実はまた危険なわけでござります。そういう意味から申しまして、ただいま三鶴先生からお話しになりました資料とは若干違つた申しますが、私どもいたしましては二種住宅、一種住宅に対しまして入居希望者がどの程度あって、その倍率がどの程度になつておるかといふような資料も作つておるわけでござりますから、そういう資料が一つの参考になりますようござりますれば、こういうような資料も作つておるわけでござりますので、御提出申し上げたいと存じております。この点は、公庫公団につきましても同じよう入居の倍率がござります。またこの資料をござらん願ひますればすぐわかりますが、公営住宅に対する入居の倍率が非常に高くて、公庫、公団の場合には六倍程度といふうちに若干倍率がつながつておることも、すぐ御想像がつく問題かと存じておりますので、そういう程度の資料でお許し願いたいと存じます。公庫、公団の進捗状況の問題でございますが、これも資料がございませんから、御提出申し上げたいと存じます。次に自力建設の問題も、着工統計等で把握しておりますと、どの程度に実態を反映しているかにつきましては多少問題もあるうかと存じますが、私どもの可能な範囲におきまして、資料を作りまして御提出申し上げたいと存じております。

におきまして、これをしっかりと把握せねばなりません。ほんとうの適切なる住宅施策ができないのではないかと思います。今後はこういう点につきまして相当力を入れられまして、根拠をしっかりと把握した上において住宅施策を打ち立てていただきたいと思います。

そこで大臣にお尋ねしたいのであります。政府の住宅施策、三十年の四十二万戸建設といったあの大きな打ち出し方からの推移を見てみますと、一つの性格が出てくるよう私は考るるのであります。まず公営住宅についてであります。これは総数だけ申し上げます。三十年度の、あの大きく打ち出されたときには五万戸であります。三十一年度は四万六千八百十九戸、これはもうすでにマイナス三千百八十一戸という形になつて出てきております。三十二年度について申し上げますと、四万六千四百六十六戸であります。またわざかではありますが、ふえたのではなくて三百五十三戸といふものが減つている。三十三年度におきましては七百二十七戸の増になるのであります。これは公営の推移であります。公庫の状態を見ますと、三十年度におきましては七万五千戸、三十一年度におきましては七万七千戸となつて二千戸の増、三十二年度には八万八千戸で、一万一千戸の飛躍的増であります。そして三十三年度におきましては九万二千戸といって、また四千戸ふえておるのであります。明らかに毎年予算戸数の上において、大きな伸びを示しておるのであります。一方公団の方を見ますと、三十年度二万四千戸、三

十一年度におきましては二万三千戸となつて一千戸減つている。そして二年で三万戸、去年より五千戸また減つてゐるわけであります。こうやつてみると、一つの線が出てくるわけであります。が、表面から見ますと、數字的にもあそばれておつて、ほんとうの目標に對して、どのような考え方で施策を推し進めているかということに対しても疑問を持たざるを得ない。そういう結果が現われてきておるよう思つのであります。結果といしまして、今申し上げました具体的な数字からいきますと、住宅に困窮している対象の七〇%を占めるいわゆる三万一千円以下の階層に對しては、依然として冷やかに取り扱われておる。そして三万二千円以上の、持てるというところにまでいくがどうか知りませんが、何とかいけるな階層に對して、ずっと數字的に厚くなつてゐる。もちろん住宅不足はあらゆる階層にあるのであります。どこを重点にとるかということは、なかなかむずかしいのであります。私がたびたび当委員会においても申し上げましたように、一つの病院へ同時に二人の患者が入つてきた、診察してみると、一人は慢性の胃腸病であり、一人は一刻を争う盲腸の手術をしなけれどもならぬ患者であるといつた場合に、どちらを先に重点的に、その生命を守る上から手を加えるかということは、これはおのずから明らかなのであります。こういう觀点からいいたしまして、ほんとうに困窮しておる勤労者階級を対象とするということを考えたときに、数

字の上から見ましても、いわゆる公営住宅、最も住宅に困窮している階層のことは、どんどん減ってきておる。今年においてようやくちょっとふえておられたところの三十年度の住宅施策と比較いたしますと、決して進展しておられるということはいえない。これに大きな政治的配慮がなされておるということは、どうしてもいえないのです。もちろんこれは予算関係でありますして、政府の苦心しておられることはわかります。なかなか根本さんの御苦心のほども、あらゆる面から御理解申し上げることはできるのであります。が、結果からいたしまして、どうしても私たちには、ほんとうの住宅に困つておる階層に対する思いやりを、この施策の中からくみ取ることができないのです。現に都道府県知事から要請がきておることは、大臣もよく御承知の通りであると思います。低額所得者の階層において、はなはだしく欠乏しておるので、公営住宅の供給の増大を切望しておるのであります。しかも不燃公営住宅、特に中層耐火住宅を増加してくれ、また標準建築費の引き上げをしてくれ、用地対策の強化拡充、すなわち次年度以降の用地の取得造成に対する補助または全額融資の制度を強化拡充していただきたい、こういった切実なる希望を述べてきておられますことは、大臣もよく御承知の通りであります。ちょうどどこれにこたえることは、第三次三年計画を答申したことかとく、住宅対策審議会におきましては、これまた大臣のよく御承知の通りであります。これによりますと、第三

いうことになつております。そして低額所得者に重点を置いて、高層建築もしつかりと一つ考えてやつてくれ、こういう答申がなされておるのであります。こういう点からいたしましても、公営住宅に住宅施策の重点を置くべきであるということがおのずから明らかになつてくるのに、来年度の予算を見ますと、これに対してもはそう力が入っていない。力を入れたいと努力されたのであるうけれども、実際の結果において、それが戸数の上に、予算の上に現われていないということに対するところの大臣のお考え、これを一つ伺い

しまして、御承知のよろな五ヵ年計画を立てたわけでございます。しかしながら、経済の実態が国際経済と相待つて非常な変調を来たしたために、ついにこれを繰り延べ、もしくは縮小せざるを得ない状況になつたわけであります。現在の経済情勢の見通しにつきましても、これはなかなか容易ではなく、急激に好転するような状況ではありますんで、計画そのものは石橋内閣において修正したものをそのまま襲いましたけれども、三十三年度においては、残念ながら一時足踏みしなければならない状況になつたのでござります。そこで、足踏みするという状況になつたときに、その限られた予算並びに資金の内部において、どういうふうに施策をすべきかということに考慮をめぐらしまして、委員会の皆さんは、昨年のいろいろの御審議の過程において要請せられたる御意見、それからまた、ただいま三鶴さんが述べられました住宅の現実の客観的情勢に基づきまして勘案したつもりでござります。昨年の委員会におきましては、皆さんの御要請にこたえて、私は特に公団住宅の資金コストを下げ、そして低家賃制度についていきたいという方針を申し上げておつたのでありまするが、三十三年度の財政資金計画において、どうしても一般会計から利子のつかない金を入れることが不可能になりましてたので、やむなく公団住宅は従来より力を入れまして二千戸ふやしました。しかしながら、御指摘の低額所得者に対する住宅問題解決のために、第二種公営に相当べきでありましたけれども、財政上ど

うしても計されないので、やむなく一種を従来の基準よりちょっと減らしまして、二種に重点を置いて調整をとつた、こういう状況でございます。これは私も実に残念でござりまするが、全体の国の経済の客観情勢に基いて、やむなくそうしたのでございまして、今後におきましては、さらに一段と御趣旨に沿うような努力をいたして参りたいと思っております。先般住宅対策審議会から答申がありました。あの答申の際にも私、方針を申し上げたのでありまするが、今後におきましては、さらに一そろ公営住宅に重点を置いて

から、つじつまを合せるのに、六坪とあります。現在八・二坪というよなら、いつたような住宅まで登場してきたこと、そしてまたこれに大きな批判が加えられたことは大臣も御承知の通りであります。現在八・二坪といらうなります。ですが、これにいたしまして、今一種の方を減らして二種を一千戸ふやしたとおっしゃいますけれども、これは一方を減らしてふやしたのだから、実際は千戸であります。ところが、その二種の建坪が八・二坪となりますと、ここでこういうことを言つてはどうかしらぬが、大体において貧乏人の子だくさんというのが、日本の生活状態におけるところの住居に関連した一つのたとえになつておるのであります。この小さい八・二坪のところに、かりに一千戸ふやしていただいたにしたところが、一番家族の多い人々が一体どうしてそこに住まうのかということを考えますと、やはり何か矛盾が感じられるのであります。何かこういった問題を合理的に解消する方法はないか、もつとバラエティに富んだ広さというものを考え、そうして収入によって区別することなくして、家族数によつて合理的に何とか住まい得る住宅政策、こういうことを考えてもいい時期がそろそろきておるのではないかと思うのであります。この点どうでありますよう。

Digitized by srujanika@gmail.com

のをある程度まで、いわゆるバス・コントロールその他によつてやらなければ、日本の貧困の問題が解決できないという問題はあると思ひます。しかしながら、それはそれといたしまして、現実に八・二坪で満足であるとは私は思つていません。しかしながら、現在低額所得者の住居に対するところの需要があまりにも多く、しかもこれを急速に解決しなければならないということになりますれば、まず大きな家を建てやるよりも、最小限度であつて、数を充足するといふことが目下の急務ではなかろうかと考えておるわけあります。しかし小さいものとして、これはおのずから限度がござります。御指摘のように六坪というようなものになりますれば、独身者なら別ですがれども、家族持ちにはとても使いものにならない。また幾ら家賃を安くするためでも、家屋としての客観的な一つの基準といふものがあるから、それ以上減らされないと思いまして八・二坪にしておるのであります。実はこの前の委員会等においてもいろいろ議論になりましたボーダー・ラインの低額所得者、あるいは生活保護を受けおる人々のために、第三種公営といふ、そういうものを作れとか、あるいは厚生省、労働省の方面から、同じような御意見が出ておるのであります。が、この点を研究してみると、低家賃のためにそういふような規格を下げてしましますと、これは非常にスマラム化してしまつて、すぐく使えなくなってしまう。要するに、一時数でこまかに方針はとらないことにいたしまして、

そのかわり、実は三十三年度において実現いたしたいと思ひましたのは、規格は下げないが、しかも低家賃ということになりますと、結局これは政府の家賃に対する補助措置をとるべきだといふことで、実はその案を考えたのであります。で、予算折衝をいたしましたが、この点については、どうも最後まで大蔵省との意見の一一致を見ません。私も、最後まで断じて下るまいと思つたのでありますけれども、実質上大蔵省を説得することができないので、やむなく折れざるを得なかつたのであります。大蔵省の意見としては、それは住宅政策でやるべきじゃなくて、社会保障の制度としてやるべきであつて、そういう方面から検討すべきだというのであります。しからば社会保障制度でこれを取り上げているかといふと、そこでもないといふことで、私も殘念に思ひます。大蔵省の意見とすれば、それは住宅政策でやるべきじゃなくて、社会保障の制度としてやるべきであつて、その他の規模で、しかも設計その他を十分改良いたしまして、利用方法に、もつと完璧な設計等も研究すべきたと考へておる次第であります。これができましたならば、今度は質的向上のために一般の努力をいたしたいと思ひますが、現段階では数の少いことでありますから、まずそちらの方に重点を入れることが適當ではないかと考えておる次第であります。

方が何かないものか、ということも一つの研究課題ではないか、こう思いますので、こういう点は、今後とも住宅局において、一つ十分御研究願いたいと思います。

次に、標準の建設単価が現在でも非常に低いのです。だから請負業者が、もうからぬからしり込みをして、なかなかこれを引き受けようとしない。しかし引き受けないと次の仕事が与えられないから、あの仕事の関係から、やむなくこれを引き受けている。しかし損するわけにはいかないから、そこを何とか体裁をつくろうて住宅らしいものを作るこういった方向に実際問題として行っておるのであります。これは私たちがたびたび公庫、公営、公団住宅等を回ってみまして、これでは困ったものだなという印象を、各委員それぞれ视察した者はみな受けたのであります。こういう無理な単価で施策を遂行していくところに、やはり一つの問題が現実にあるのです。その標準単価を、今まで〇・〇三ですか、引き下げる、こういうことに予算措置をされたようあります。ですが、この〇・〇三引き下げられたところの根拠というか、これを一つ納得のいくように御説明を願いたいと思ひます。

ば、できるだけ単価を節約してやると  
いうことも、これまた国家経済上考え  
なければならぬ。ただし、おのずから  
そこに限度があるのでありますと、こ  
の点、常に大蔵省と執行官庁との間に  
議論のあるところでござりますが、今回  
の単価を減らしたというのは、ただ単  
に財政上から減らしたということでは  
ございませんで、経済企画庁を中心と  
する三十三年度の経済の動向判断から  
して、物価がおおむね相當下る、しか  
しそれにもかかわらず、住宅地等につ  
いてはそれよりはむしろ高目に見ると  
いうよくな折衝をいたしておるのであ  
りますが、一般的に五%なり、それ以  
下するというにもかかわらず、その点  
は十分に現在の住宅建設の資材それか  
ら工費、そういうものから見て勘案し  
たつもりでございますが、詳しいこと  
は事務当局から説明いたします。

○植田政府委員 単価三%下げました  
点につきまして、ただいま大臣から御  
説明がございましたが、公営住宅の建  
設につきましては、従来とも比較的单  
価は低い方でありますと、これは公営  
住宅の場合には団地として建てます関  
係と、それから監督要員にいたしまし  
ても、建築業務の担当をいたしており  
ます者が設計にも監理にも当る、こう  
いう意味からいたしまして、公営住宅  
については比較的高いところでやり得  
たわけでございます。公庫、公團につき  
ましても、市中の発注されております  
不燃建築物に比べますれば単価は低い  
わけでありまして、公團にいたしまし  
ても、主体工事は坪五万円で実行いた  
在までのところ単価が安いという業界  
からの批判はござりますけれども、し

かし私どもそういう人たちに対しまして返事をいたしますことは、単価を上げるということはそれだけ住宅のコストが高くなる、従つて家賃が高くなるというようなことから、これはどうしてもしんばらしてもらわなければ困るではないか、こういふことを申しておりますが、最近の情勢から申しますと、先ほど三鍋先生からちよつとお話をあつたようですが、業者がこの政府の住宅の入札にしり込みするような傾向もなきにしもあらず、特に大業者が公団の住宅等に参加しないといふ傾向が一時あったようございますが、最近一般市中の建築ブームも若干低迷しみに相なつておる関係かと存じますが、大業者の方もやはり政府に協力して、公団住宅の入札にも参加すべきであるというふうな方向に向つておりますし、現に相当一流の建築会社も公団の住宅を請け負つてゐる例もあるようない状況でございます。私どもといたしましては、予算といたしまして十分なものをおいただいて、それによつてりっぱな建物を建てたいのでございますが、建てる方からいえはそういうことになりますが、しかし家賃へののはね返りを考えますと、できるだけ安い方がいいわけでございます。三十三年一度におきまして三%の減には相なつておりますけれども、鉄、セメントの値下り傾向から見ますと、これは何とか工夫して切り抜け得るものであると考えておるわけでござります。

ても、また入居者に大きな負担をかけます。いろいろな問題があるようですが、私のお願ひしたいのは、そういった予算処置の上におきまして、苦しければ苦しいほどしっかりと、歯をくいしばって、一つの根本的な考え方をくすさないようにしていかないと、しつかりやつておけば三十年、四十年と持ちこたえることができるもの、ちよつと惜しんだがためにそれが早く老朽したり、使いものにならない、あるいは雨漏りするといふことになつて、またそれの修繕とかなんとかということになるので、結局よけいなお金を使わなければならぬ、そういう結果になるのではないか。またそういう具体的な例がたくさんあるのでございまして、こういう点は、で生きることなら、せめてこの単価の切り下げをやらないで、建築費に十分これを充てる、こういう方向に何とかできないものか、こういうことを考えるわけでござります。

す。明細を詳しく申し上げますと、かりに戸数を四万六千戸であつたとした場合の単価減その他による減価償却額は、二億二千万ということになるわけになります。そいたしますと、四万六千戸でかりにやつたとすれば、金額においては、二億六千万円減でもよかつたわけございます。第二種公営住宅におきまして一千戸増をいたしました。この一千戸増は、これも大蔵省との最後の折衝の内幕を申し上げるわけでございますが、二億九千万円の増になりました。その分が金額としてはふえて参った、こういうことでございまます。従いまして、ただいまの御質問にまづすぐお答えいたしますと、現状よりも若干金額が上回っていることになつた主たる原因は単価減である、こういうふうに申し上げていいと思ひます。

か、大臣自身がお困りになるんじやいかと思いますが、これはさすがの内閣の総裁も頭が痛いんじゃないかと思うのでございます。大臣の御苦心はかかるのであります、これでは大臣は、委員会の希望をすいぶん組み立て住宅施策を立てたのだとおっしゃたのであります、実際の上において納得できないのであります、これ対しまして大臣の御苦心のほどといますか、御所見を承わりたいと思つます。

○橋田政府委員 ただいまの三鍋先生の御質問はこの金額の、たとえば産業会計からの出資が減つておる、これらのことからごらんになって、資金コストとして低い水準を維持できるかどう御疑惑をお持ちになつたかと存じます。資金コストの問題は、これは公庫で申しますと、回収金その他を含め、その年間にバランスをとる問題ござります。従いまして、公庫の資源といたしまして、こういう配分で資金をつけていただきますならば、現在の一般の個人の融資に対しまして五厘、産業労務者住宅につきましては六分五厘、その他これに準じて資金貸し出しの金利はきまつてゐるわけになりますので、この金利は十分維持であります。

次には公団でございますが、公団につきましても、通年的に、一年間だけではなくして、過去の蓄積その他を考え方合ひながら——と申しますことは、ある程度では資金コストとして結果的に若干不足であったやつを、翌年度で、場合によつては繰り足しておる場合もござります。そういう関係もございますが、一十三年度に關する限り、この資金の

なつておりました固定資産税分が四百五円ございます。共益費につきましては、これは団地によつて多少違ひかと思いますが、百円か百五十円くらいだつたと記憶いたしておりますが、間違えましたときには次の機会に訂正させていただきたいと思います。それから敷金につきましては三ヶ月分お預りいたします。修理義務費といふものはこの家賃の中に入つておるわけでございます。

○三鶴委員 そこで二十七回国会の当委員会におきまして問題になつた、公租公課をめぐるところの、住宅公團と全国の入居者家賃値上げ反対協議会との紛争がいろいろとあつたのであります。が、それがたしか十月の三十一日でありましたか、両方から申し合せ事項を確認いたしまして、その中で、特に明年度以降の公租公課相当額を含む家賃等の軽減について、公團において誠意を持って努力されたい、それに対しまして公團側は、せいぜい努力しますといふのであります。が、具体的問題といたしましては、そうち大したことができないことを渋江理事が言つておられるのあります。つまり家賃引き下げの方法はいろいろ考えられると思ひますけれども、公團自体が、自体の責任でやるべき問題といふのはおのずから限定されると思ひます。そういう意味合いにおきまして、これは端的に申しますれば、経営上の努力をいかることによつて、家賃軽減についての努力をいたしたいと、いうふうに考えております。だから公團といつてしましては、渋江理事の言つておられるこれ以外のことは、ワクが

はめられておりますから、やはり約束  
できないのです。

よって、できるだけ引き下げをしたい  
と言つております。

他によつて焼け出された地元からの陳情なんですが、私の今申し上げ

せんで、銀行との取引関係から、銀行  
からは公団、公庫よりもつと高い金

格ではございませんので、どうしても負けるならば全部に負けなければなら

そこでこの住宅施策に戻つてくるわけですが、今度の予算処置に

なお、固定資産税の問題につきましては、端的に申しますと、自治庁と交

ておるのは、新潟の垣谷小路の商店街の方の要望なんです。これが割賦償還

利の金を借りておられる場合が普通でございます。しかも銀行とは常時商取

の内容から見ましても、こういつた両方の申し合せ事項によつてあの紛糾が、彼らに言わせれば、涙をのんで二つこれをのもうといたところへ行つたのであります、実際問題として来年からこれを心配してやると言つておりますが、実際問題として来年からこれを心配してやると言つておりますが、大臣、こちら辺はながら、少しも心配しないでほうつておくということは、やはりだましたことになるのですが、大臣、こちら辺はなかなかむずかしいところだと思いますが、どういら対策を立てられますか。

を引き下げるということはなかなかが困難なようありますが、御承知のよろしく他の公団、公社等において、固定資産税について納付金制度みたいなものをやっておるので、その方法によつて解決すべきであるという考え方があつたところでありますので、この面において会折衝中でございます。自治厅にしてみると問題についてはかなり誠意を持って其相当難色を示しておるけれども、この問題についても、かなり誠意を持って其同研究しておるという段階であります。

年八分四厘、住宅に対しまして年七分八厘、これを何とかもう少し引き下げてもらえないか、五分五厘に引き下げてもうえないか、そうせぬと、焼け出されて、せつからく復興の意欲に燃えて立ち上って一生懸命にやつておるけれども、どうしても払い切れない、こういった非常に切実なる願いが出てきておるのは、大臣のお手元にもいつていると思いますが、同じように、住宅金融公庫の足貸し償還年限の十力年を二十九年に均等割に償還するようになつて、思ひ、五年でござりまして、二十九年にござります。

の運転資金が借りられない。銀行にはどうしても不義理はできない。そこでそのしわを、政府の金融機関あるいは公庫の償還金の方に寄せてきて、また公團といたしましても、建てるところをお話をよく承るわけでもござります。その点は政府の金融機関であります公庫といたしましても、また公團といたしましても、建てるところは喜ばれたが、実際耐火建築を建てて、それの償還に当つていくといふことにいたしますと、建築費も木造に比べて高くなつてしまつて、公庫

からいたしまして、公庫、公団の經營上から申しましてなかなかむずかしい問題であらうかと存します。しかし私ども政府機関で金を貸して、償還ができないでも困るわけでござりますが、また市中の金融機関と同様な——市中の金融機関が血も涙もないという意味ではございませんが、そういった商業ベースで利潤を目標にした銀行と、政府の金融機関とでは若干性格の違いもあらうかとは存しますので、研究はいたしますけれども、今直ちに御期待に沿うことができると申上げること

（根本国務大臣）御承知のように昭年の公団住宅入居者との、特に固定資産税

して、非常に何か明るいものを見たような希望を持つのです。どうも

うなことを言つてきておられるのであります。陳情を一々みんな取り上げ

ぐんぐんと予想通りに売り上げが増す場合におきましてはともかくでござ

は、ただいまのところはできないかと存じております。

お答え申し上げたように、これは契約上はつきりといたしておりますので、ぜひお納め願いたい、十分その点が御理解され、しかしながら入居者としては、できるだけ家賃を低くするという意味において、固定資産税等についても十分に軽減する努力をしてほしいという要望をいたしまして、これはおのずから限度があることであるけれども、そういう申し入れは承知をして、解決したということです。

ところで、今御指摘になりました賃金コストその他から、なかなかこれが思うようにいかないということは事実でございますが、公団といたしましては、管理費の面における工夫あるいは今後作られる公団住宅の規格の統一とか、あるいは設備、材料等の工夫にては、できるだけ家賃を低くするといふ意味において、固定資産税等についても十分に軽減する努力をしてほしいという要望をいたしまして、これはおのずから限度があることであるけれども、そういう申し入れは承知をして、解決したということです。

ると國民の政治に対する信頼が、ともに失なはれてしまうのではないかといふ、われわれ政治に携わる者の立場からいたしましても、一たん約束したことは何とかして努力してあげたんだ、ういふた誠意と、また少しでもいいから彼らの要望していられる方向へ現実問題を的につかし出していく、こういう点についてましまして、これは何も大臣だけに申上げるわけではないのですが、われわれはそういう観点に立つて審議を進めているのであります。どうかこの問題につきましては、一つ大臣もしつかりがんばっていただきたい、こう考えます。

次に、ちょっとこまかく、具体的になつていくのであります、住宅公団の特定分譲住宅の償還金であります、これが非常に高いので、大火その

て、その御希望をかなえてあげること  
ができれば何も問題がないのであります  
が、そこになかなか思うようにいか  
ない、その現実において、どれほどこ  
れらの人々に満足を与えるかといふのが  
政治でありまして、この点につきまし  
て、これは局長さんでよろしくどうござ  
います、が、何とかこれを考えてあげな  
ければならぬという観点のもとに、研  
究あるいは対策を考えておられるかど  
うか、これをお聞きしたい。

○植田政府委員　この足貸し住宅の場  
合におきましても、それから公団の特  
定分譲の場合におきましても、初めは  
建てることについて非常に関心を持た  
れ、またそういうふうに融資したこと  
について喜ばれるわけでございます。  
しかしながら実際償還という段階にな  
りますと、これだけの資金では足りま

いますが、そうでない場合には相当苦しい実情にあるといふことも承知できました。一方公團の資金にいたしましても、特定分譲に充てますものは民間資金でございまして、これは債券発行でやりました場合には若干表面金利は安いが、証書で生命保険会社等から借りました場合はにおきましては、従来とも七分五厘でございます。それが最近は、債券発行にいたしましても七分五厘でなければ借りられない状況になつております。従いまして、民間資金だけのコストから申しますと七分五厘でござります。それを政府出資等によりまして若干薄めまして、安く貸しておるようなりまし、申しますと、これは一つの地方、一つの事業主体にだけ負けてやるという性

○三嶋委員 なかなかかそら簡単にいかない問題であることは私も理解できるのであります。住宅政策の一環としてしましてこういった問題も一つ御研究になつて、何とか適切な処置をとつていただきたいと思うのです。

それと関連いたしまして、防火建築帯の助成金が、ことし五千万円減つておるのはどういうわけですか。

○植田政府委員 五千万円減つた理由は、きわめて簡単に御説明申し上げるところができるわけでございまして、三十二年度に富山県の魚津と秋田県の大館の大火がございまして、これは防火建築帯が大がかりに実施されたので、その分が五千万円ついておつたわけであります。私どもとしては三十二年度の実績の一億五千万円を確保したかつたところでございますけれども、この

次に、ちょっとこまかく、具体的になつていいのであります、住宅公団の特定分譲住宅の償還金であります。が、これが非常に高いので、大火その

れ、またそういうふうに融資したことについて喜ばれるわけでございます。しかしながら実際償還という段階になりますと、これだけの資金では足りま

千尋めまして、安く貸しておるようだ  
実情でございます。そういう意味から申しまして、これは一つの地方、一つの事業主体にだけ負けてやるという性

その分が五千万円ついておつたわけですが、あります。私どもとしては三十二年度の実績の一億五千万円を確保したかったところでござりますけれども、この

五千万円は両市の大火の跡始末であるということが明白に財務当局にわかつておるわけでございまして、どうもそこまでがんばり切れないので、通常ついておつた一億円の計上にとどまつたような次第でございます。

○三議委員 これは火災を受けた都心だけにおいて防火建築帯を希望しておるのでないであつて、こういう方向へ行こうとしておるところに、せめて一億五千万円くらいは、ことしあたりも実際確保していただきたかったですね。その点は、すでにこういう工合にきまつたのですから、やむを得ないと思いますが、こういう防火建築帯にもっと力を入れてもらいたい。そういうふうと、建てたあとから燃えていくといったやり方は、国の経済からいつ何としても承知できない、こういう考え方を持つておるので、この点、今後とも十分御配慮願いたい。

その次に、学生寮はどうなつておるのですか。当委員会においても廣瀬さんあたりも、みな一生懸命になつて作つたので、三十年と三十一年、文部省で育英資金が何かから三千万円の予算を出してやつたはずですが、本年度は削られておるのではないか。来年度はどうなのでですか。もう学生の住宅不足、困窮は解消されたと見ておられるのか、こういうところをお聞きしてからまた質問したいのですが、実際の経過を御説明願いたい。

○植田政府委員 従来も学生寮については、その事業主体に対して公庫の方から融資をいたしてきております。たしか三十一年度までは文部省の方にも補助金がござりました。その補助金があつた

ものについては、私どもの方も融資するということに相なつております。ロクとして公庫の賃貸住宅のワクでございます。戸数から申しますと、学生三分の一戸分くらいの見当にならうか存じます。東京等において、地元の後援団体の方が確実な資金をもつてお始めになるような場合においては、三十二年度においても、文部省の補助金がなくなつた後にあっても相当考慮して融資した例もございますので、十三年度においても同じような方針で、確実な事業主体であり、また県とか市がそれに相当後援しておる。こういうようなめどがはつきりつくるものについては、そろ大きな戸数を期待することもどうかと思ひますけれども、一般的の住宅政策にあまり支障を来たさぬ範囲において、融資することを認め参りたいと存じます。

な気がするのですが、私はこの学生の都会地におけるところの住宅難といふものは、依然として解消しておらずと思うのです。東京の方へ行つて勉強するのに、あまり便利なことをしてくれると、地方の大学が困るというような意見もあるのですが、とにかく現実においてたくさん来て、そうして小さい三畳間をそこらで何千円といふ家賃を払つて、苦心して、そしてからだをすり減らして、病気になつたり何かして、親に心配をかけたり、いろいろな問題があるのです。こういうのを一べん打ち出したら、ずっとある程度までこれを持続されて、十分ではないけれども、こちら辺で何とかいけそうだというところまでやはりついただかないと、行き当りばつたりだとわれても仕方がないのではないか、こういう考え方を私は持つのであります。これは大臣の御答弁は求めませ

五十戸程度にならうかと思ひますが、そういうものは引き続いて公団で建てさせることにいたしたいと存じております。

次に福岡の石炭川の問題でございますが、県の方では三十二年度中に追加予算でも成立せしめて、あの予算を確保したいということございましたが、その後県の事情で、三十二年度には追加予算は計上になつてないかと存じます。しかし、県、市の当局の考え方につきましては全然變りはございませんし、またこれに對しまして第二種公営住宅を持つて參つて、あの問題を解消するという建設省の方針におきましても全然變りはございませんので、現在占拠しております人たちの移転先の問題、その他各種の地元の問題がござりますが、地元問題が現在の状況で何らの変動を来たさないでうまく参りますならば、三十二年度においてはこの問題は解消できるのじゃないか、かように考えておるわけでございます。

○三鍋委員　これは地元の問題でもありますから、十分御連絡下さいまして、早くこの問題を解決していくべきだと思います。

時間が長引きますので、もう一点だけ。これは一つ大臣に御答弁願いたいと思うのであります。御承知の通り、近來労働金庫といふものが非常に堅実な歩みを進めまして、相当な実績をあげておるのであります。労働階層の金融機関といたしまして非常に親しまれて、利用度を高めておるのであります。そこで、この住宅金融公庫の業務を労働金庫に委託することができないか。そうすれば、現在七、八件あるということをお聞きしたのであります。

が、その金庫 자체の経営内容といふもの、もちろん十分御研究、御調査願わなければならぬのであります。が、堅実なものに対しましては、やはり委託業務をやらせていただきたい。これが労働金庫をますます発展せしめるゆえんであるし、また勤労階級が身近にこれを利用できるといった、一石二鳥の大きな効果を上げるのではないかと思うのであります。が、これに対して大臣の御所見を承わりたいと思います。

○根本国務大臣 現在も若干代理業務をやらせているのであります。確実に代理業務をやらせていいといふ状況がはつきりいたしますれば、これはやらせる方針でございます。

○三鍋委員 私はこれで終ります。

○西村委員長 小川豊明君。

○小川(豊)委員 大臣は大へん時間を急ぐよろしくから、ごく簡単に御質問申し上げます。建設省初め各省で直轄工事をやっておりますが、それに臨時職員を雇っているが、この臨時職員は、国家公務員法六十条の規定を受けて雇っているのです。建設省内にも準職員と補助員が多数雇われているのですが、これは国家公務員法の六十条の規定を受けて雇い入れている、こういうふうになるのですか。

○柴田政府委員 ただいまのお尋ねは、国家公務員法の適用を受けているかというお尋ねのように拝承いたしました。国家公務員法の適用は受けおりません。定員法の関係になると、問題は別であります。

○小川(豊)委員 そうすると、今度國家公務員法あるいは定員法の改正といふものが、一応予定されているようになります。定員法の関係になると、問題は別であります。

正されるかどうか。ともかく改正されるとすると、この補助員なり準職員なりといふものは、採用され得る機会をかなり失つてしまふのではないか、こういふ心配がされてくるわけです。そういう中で六十条の規定を受けていくと、この六十条には、緊急の場合といふ一項があるのですからいいようなものの、これでいくと、六ヵ月を限つて採用し、それを再度更新することはできないという規定があるので、従つて、建設省で必要としている準職員とか補助員とかいう方は、五年も十年も働いている人があると思う。そうなつてくると、これは国家公務員法の六十条に対してもおもしろくないことがあるし、それから、それとは別に、定員法の改正が行われていくようになつてくると、これらの諸君は、今度職員として正式に採用される機会といふものは非常に乏しくなつてくるから、不安が起つてくるのではないかということが考えられるが、こういう改正をめぐつて、建設省が多数持つているところの準職員なり補助員の身分を安定させるような措置は、どういふうに講じよとなさつてあるか、その点をお尋ねねするわけです。

しまして、約四千五百名ばかりの者を定員化することにいたしまして、提出中の予算の中に入件費を計上いたしておるような次第でござります。○小川（豊）委員 四千五百名の定員化というのは非常にけつこうだと思ひます、あとはそれで充足できるのですか。それともあととまだたくさん残りますか。どうなのですか。

○柴田（農）委員 一万一千名ばかりの準職員がおりまして、そのうちで約四千五百人が定員化されるわけでござりますから、まだ約七千人ばかりの準職員が、ただいま申し上げました数字が定員化されましても、残ることになつております。

○小川（豊）委員 これに対する意見を申し述べたいのですが、これは時間がありませんから、またあとにします。それからもう一点、これは大臣の答弁をいただきたいのですが、建設省と農林省との関係です。たとえば農林省の仕事といふのは灌漑等をおもにする、建設省の方では排水といふような形が中心になつてくる、こういふような点もあって、工事の現場へ行くと、建設省案、農林省案といふものがかなり出てくるわけです。こういう普遍的な問題でなくして、一つ私どもが考えなければならないのは、今印旛沼の干拓を農林省が進めているわけです。これはいいことだと思いますが、一方聞くところによると、京葉工業地帯の建設とケ浦の水までも持つてこなければ、京葉工業地帯の建設といふのは水のコストが非常に高くなる、また用水等も不

足していくる。こういうことから国土総合開発審議会では、むしろ印旛沼を干拓すべきではなくて、あそこを遊水地として、さらに霞ヶ浦からも水を取り入れるべきではないかといふ意見を出しておる、こういうように聞いているわけです。そうすると、今干拓工事をするということは、あそこの漁民に相当の補償を払つて農地を作つて、そしてまた数年後には、今言った国土総合開発の線が出てくるならば、今度はまたその土地を農民に補償を払つて再び水路にする。こういうようないいなものが出てくるのではないか。そういう点から、もしそういうことが国の総合開発の点から必要ならば、その線はもつと早く、その工事にかかるときには打ち出しておくべきじゃないか。打ち出さずに、今は印旛沼干拓つけただと言つてやつておる。今補償を払つているのですよ。それが数年後には、農民に配分した土地をまた農民に補償を払つてそこを水路にして、霞ヶ浦の水を引くのだ。こういうような全くむだな形が出てくるのではないかと思うのです。これは建設省関係だと思うが、基本的な問題として、こういう点について、調整というか、その見通し、こういふものは今の干拓で進んで、京葉工業地帯の建設といふものに差しつかえがないのか、将来そういう重要な問題ですから、お尋ねしておきます。

については、いろいろと議論されているようであります。この問題について  
は、すでに農林省としては前からの計  
画に基いて一応実行しておりますが、これは総合開発の見地から調整を  
しなければならないと思つてます。今その調整の過程にあるのでございま  
して、これはまた地元においてもなかなか意見がはつきりまとまつてない  
ようなのです。地元千葉県あるいは茨  
城県等におきまして、やはりその干拓  
事業のある程度是正しまして、そろし  
て工業用水にこれを転換すべきだとい  
う議論もありますが、それが地元の方においてもなかなか利害が一致しな  
いたために若干低迷しております。しか  
しこれは御指摘のようにむだな投資になつたり、あるいはまた将来において  
計画それ自身がかえって困窮に陥るする  
ということがあつてはならないので、  
十分関係省庁と連絡をとつて調整しな  
ければならぬと考えておる次第であります。

まつてない。将来は海水を分解してそれに充てた方がいいじゃないかといふように言う。一休海水を分解してそれを充てるのが可能ならないのです。が、それがコストとどういう関係になつてくるのか。これは地元にもいろいろな関係がある。ほつておけばいつまでたつても解決しない。だから、それは農林省、建設省が総合開発の面からこの線を早く出さないと、むしろ紛糾は増大していく。線さえ出てくるならば、小摩擦はあるとしても、その線で落ちつかざるを得なくなる。この点は、すでに一方において工事は進もうとしているんです。それをまた再び掘り起すことのないようにしないと、ぬか喜びで、国費のむだ使いです。だから、そういうことのないよう、建設大臣をして早く出すべく努力してもらわなければならぬ点、だらうと私は思います。各省との気がねということも、これは情においてはあるでしょう。あろうけれども、結局必要な、最もやらなければならぬものは、焦点としては一つになつてくるのですから、その点は勇気をもつてしまり出すべきじゃないかと思いますが、その点について重ねてもう一ぺん伺います。



接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を關係都道府県知事に通知しなければならない。これを廢止するときも、同様とする。

地すべり防止区域の指定又は废止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。(ばた山崩壊防止区域の指定)

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、關係都道府県知事の意見をきいて、ばた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをばた山崩壊防止区域として指定することができる。

前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ばた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ばた山崩壊防止区域」と読み替えるものとする。

## (調査)

第六条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

## (地すべり防止工事の管理)

11 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に関する必要な事項は、主務省令で定める。

## (第二章 地すべり防止区域に関する管理)

第一項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は行うものとする。

## (作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

国は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生すべき損失を補償しなければならない。

前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合には、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(主務大臣の直轄工事)

第十一条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に協議するところにより、その設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

(地すべり防止工事の施工)

## (地すべり防止工事の施工)

第一項の規定により土地に立ち入らうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は行うものとする。

## (標識の設置)

第八条 都道府県知事は、第三条第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に代つてそれを表示する標識を設置しなければならない。

主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行ふものとする。

## (四 地すべり防止工事が都道府県の区域の境界に係るとき)

主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行ふものとする。

## (五 地すべり防止工事が都道府県の区域の付替、地すべり地塊の除去その他の地すべりの防止のための工事)

は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

(第六条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他の地すべりの防止のための工事)

は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

都道府県知事は、第一項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

(建築等の基準)

第十二条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他の地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

## 2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。

イ 地表水の排除については、

明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ 地下水の排除については、

暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対し安全な構造のものであること。

三ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

### (兼用工作物の工事の施行)

第十三条 都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法(明治三十年法律第二百十九号)第一

条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物(以下これらを「他の工作物」と総称する)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行さ

せ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)

第十四条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により白ら施行する必要を生じた地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができること。

2 前項の場合において、他の工事が河川(河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川をいう。以下同じ。)に関する工事又は道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事については、河川法第十一条第二項又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)

第十五条 都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行したことにより、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛上若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合には、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この条において

について)は、河川法第十二条第一項、道路法第二十二条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

(土地の立入等)

第十六条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に開する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない

必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後におりては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県の統括する都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県の統括する都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地使用权の申請することができる。

5 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止を阻害し、又は地すべりを著しく阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるも

「損失を受けた者」という。の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道府県の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。

(行為の制限)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

4 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしてようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

5 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域内において、権原に基づき他の施設等を設置(工事中の場合を含む。)している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基づき他の施設等を設置(工事中の場合を含む。)している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基づき前条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する行為を行つてい

る者についても、同様とする。

2 地表水を放流し、又は停滯させることによる地すべり防止区域内における軽微な行為を除く。)

3 のり切又は切土で政令で定めるもの

4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良

5 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止を阻害する行為(政令で定めるもの)

6 地すべり防止区域内において、権原に基づき他の施設等を設置(工事中の場合を含む。)している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基づき前条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する行為を行つてい

## (許可の特例)

## 第二十条 森林法第三十四条第一項

(同法第四十四条において準用する場合を含む。又は砂防法第四条を受けることを要しない。

(同法第三条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、第十八条第一項の許可を受けることを要しない。

又は地方公共団体が第十八条

第一項各号に規定する行為をしよ

うとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもつて足りる。

第二十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、

その許可を取り消し、若しくはそ

の条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生

じべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第十八条第一項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他の不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十

八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又

は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

## 二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。

三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対する通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

二 第十一条第一項の承認を受けていた条件に違反して工事が施行されたとき。

三 偽りその他の不正な手段により第十二条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。

都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出を求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立ち入り、これを検査させることができる。

第二十二条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出を求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立入り、これを検査させることができる。

第二十三条 都道府県知事は、地すべり防止区域の存する市町村長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

第二十四条 都道府県知事は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため必要があると認めるとときは、地すべり防止工事基本計画を勘案して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画(以下「関連事業計画」という。)の概要を作成し、

第二十五条 都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、

第二十六条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

第二十七条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を認められたときには、正當な理由がなければこれを拒むことができない。

第二十八条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の記載事項その他の調製及び保管に関する事項

## 三 第二項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

四 第二項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五条 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

二 第十一条第一項の承認を受けていた条件に違反して工事が施行されたとき。

三 偽りその他の不正な手段により第十二条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。

都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出を求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立入り、これを検査させることができる。

第二十二条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出を求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立入り、これを検査させることができる。

第二十三条 都道府県知事は、地すべり防止区域の存する市町村長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

第二十四条 都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、

第二十五条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

第二十六条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を認められたときには、正當な理由がなければこれを拒むことができない。

第二十七条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の記載事項その他の調製及び保管に関する事項

四 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

五 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

二 第十一条第一項の承認を受けていた条件に違反して工事が施行されたとき。

三 偽りその他の不正な手段により第十二条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。

都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出を求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立入り、これを検査させることができる。

第二十二条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出を求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立入り、これを検査させることができる。

第二十三条 都道府県知事は、地すべり防止区域の存する市町村長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

第二十四条 都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、

第二十五条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

第二十六条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を認められたときには、正當な理由がなければこれを拒むことができない。

第二十七条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の記載事項その他の調製及び保管に関する事項

五 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

二 第十一条第一項の承認を受けていた条件に違反して工事が施行されたとき。

三 偽りその他の不正な手段により第十二条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。

都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出を求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立入り、これを検査させることができる。

第二十二条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるとときは、都道府県知事以外の者に報告若しくは資料の提出求め、又はその責負に当該地すべり防止施設を立入り、これを検査させることができる。

第二十三条 都道府県知事は、地すべり防止区域の存する市町村長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

第二十四条 都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、

第二十五条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

第二十六条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を認められたときには、正當な理由がなければこれを拒むことができない。

第二十七条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の記載事項その他の調製及び保管に関する事項

一

必要な事項は、主務省令で定める。

### 第三章 地すべり防止区域に

#### 関する費用

(地すべり防止区域の管理に要す

る費用の負担原則)

第二十七条 地すべり防止工事の施

行及び標識の設置その他地すべり

防止区域の管理に要する費用は、

この法律及び他の法律に特別の規

定がある場合を除き、当該地すべ

り防止区域を管理する都道府県知

事の統括する都道府県の負担とす

(主務大臣の直轄工事に要する費

用の負担)

第二十八条 第十条第一項の規定に

より主務大臣が施行する地すべり

防止工事で、渓流(山間部におけ

るその直下流を含む。以下同じ。)

において施行するもの及びこれと

一体となつて直接渓流に土砂を排

出することを防止するために施行

するものに要する費用は、国がそ

の三分の二を、都道府県がその三

分の一を負担する。

2 第十条第一項の規定により主務

大臣が施行する地すべり防止工事

で前項に規定するもの以外のもの

に要する費用は、国及び都道府県

がそれぞれその二分の一を負担す

る。

3 前二項の場合において、当該地

すべり防止工事によつて他の都府

県も著しく利益を受けるときは、

主務大臣は、政令で定めるところ

により、その利益を受ける限度に

おいて、当該地すべり防止区域を

管理する都府県の統括する都

府県の負担すべき負担金の一部を  
著しく利益を受ける他の都府県に  
分担せることができる。

4 前項の規定により著しく利益を  
受ける他の都府県に負担金の一部  
を分担させようとする場合におい  
ては、主務大臣は、あらかじめ當  
該都府県の意見をきかなければな  
らない。

(都道府県知事の施行する地すべ  
り防止工事に要する費用の一部負  
担)

第二十九条 国は、政令で定める  
ことにより、都道府県知事の施行  
する地すべり防止工事に要する費用  
の一部を分担せなければならない。

(負担金の納付)

第三十二条 主務大臣が地すべり防  
止工事を施行する場合において

は、まず全額国費をもつてこれを

施工した後、当該地すべり防止区  
域を管理する都道府県知事の統括

する都道府県又は負担金を分担す  
るべき他の都府県は、政令で定める

地すべり防止工事を施行するため  
に必要な工事又は砂防工事の許可に附

した条件に特別の定がある場合及  
び第二十条第二項の協議による場

合を除き、その必要を生じた限度

において、当該都道府県知事の統

括する都道府県がその全部又は一  
部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事

が河川に関する工事、道路に関する工  
事又は砂防工事であるときは、

は、他の工事に要する費用につい  
ては、河川法第三十二条第一項、道  
路法第五十八条第一項又は砂防工  
事の規定を適用する。

3 都道府県知事は、第一項の地

すべり防止工事が他の工事又は他の工  
事に要する費用の全部又は一部を

その必要を生じた限度において、同項の他の工  
事に要する費用の全部又は一部を

その原因となつた工事又は行為に  
つき費用を負担する者に負担させ  
ることができ。

(市町村の分担金)

第三十一条 前四条の規定により都  
道府県が負担する費用のうち、そ

者の全部又は一部を負担させ  
るものとする。

2 前項の場合において、他の工事  
が河川に関する工事又は道路に関  
する工事であるときは、当該地すべ  
り防止工事の費用については、河川法  
第三十二条第一項及び第三項の規定  
により、河川に關する工事、道路に關す  
る工事又は砂防工事であるときは、當  
該都道府県知事は、政令で定めた  
ところにより、第二十八条第一項  
又は第二項の規定に基く負担金を  
國庫に納付しなければならない。

3 地方自治法(昭和二十一年法律  
第六十七号)第二百七十七条第三項  
及び第四項の規定は、前項の規定  
による条例を制定し、又は改正す  
る場合について準用する。

(附帯工事に要する費用)

第三十五条 都道府県知事の施行す  
る地すべり防止工事により必要を  
生じた他の工事又はその施行する  
地すべり防止工事を施行するため  
に必要な工事又は砂防工事の費用は、  
第十八条第一項の許可に附した条件に  
特別の定がある場合及び第二十条第二  
項の協議による場合を除き、その必要を生じた限  
度において、当該都道府県知事の統括する都道府  
県又は負担金を分担する都道府県は、政令で定める  
ところにより、第二十八条第一項  
又は第二項の規定に基く負担金を

(負担金の納入手続等)

第三十六条 前三条の規定による負  
担金の額の通知及び納入手続その  
他の負担金に關し必要な事項は、政  
令で定める。

(強制徴収)

第三十七条 前三条の規定による負  
担金の額の通知及び納入手續その  
他の負担金に關し必要な事項は、政  
令で定める。

(強制徴収)

第三十八条 第三十三条、第三十四  
条第一項、第三十五条第三項及び  
第三十六条第一項の規定に基く負  
担金(以下単に「負担金」という。)  
を納付しない者があるときは、都

道府県知事は、督促状によつて納  
付すべき期限を指定して督促しな  
ければならない。

2 前項の場合においては、都道府  
県知事は、主務省令で定めるところ  
により、延滞金を徴収すること

ができる。ただし、延滞金は、百  
円につき一日四錢の割合を乗じて  
計算した額をこえない範囲内で定  
めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受け  
た者がその指定する期限までにそ

施行する地すべり防止工事によつ  
て著しく利益を受ける者がある場

合においては、その利益を受ける  
限度において、当該工事に要する  
費用の一部を分担させることができ  
る。

2 前項の場合において、負担金の徴  
収方法については、当該都道府県  
知事の統括する都道府県の条例で  
規定を適用する。

河川法第三十二条第二項又は道路  
法第五十九条第一項及び第三項の規  
定を適用する。

3 地方自治法(昭和二十一年法律  
第六十七号)第二百七十七条第三項  
及び第四項の規定による負担金の額  
の通知及び納入手続その他の負担  
金に關し必要な事項は、前項の規定  
による条例を制定し、又は改正す  
る場合について準用する。

(附帯工事に要する費用)

第三十五条 都道府県知事の施行す  
る地すべり防止工事により必要を  
生じた他の工事又は砂防工事の費用は、  
第二十八条第一項の規定に基く負  
担金を分担する都道府県は、政令で定める  
ところにより、第二十八条第一項  
又は第二項の規定に基く負担金を  
國庫に納付しなければならない。

(負担金の納入手続等)

第三十六条 前三条の規定による負  
担金の額の通知及び納入手續その  
他の負担金に關し必要な事項は、政  
令で定める。

(強制徴収)

第三十七条 前三条の規定による負  
担金の額の通知及び納入手續その  
他の負担金に關し必要な事項は、政  
令で定める。

(強制徴収)

第三十八条 第三十三条、第三四十  
条第一項、第三十五条第三項及び  
第三十六条第一項の規定に基く負  
担金(以下単に「負担金」という。)  
を納付しない者があるときは、都

道府県知事は、督促状によつて納  
付すべき期限を指定して督促しな  
ければならない。

2 前項の場合においては、都道府  
県知事は、主務省令で定めるところ  
により、延滞金を徴収すること

ができる。ただし、延滞金は、百  
円につき一日四錢の割合を乗じて  
計算した額をこえない範囲内で定  
めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受け  
た者がその指定する期限までにそ

施行する地すべり防止工事によつ  
て著しく利益を受ける他の都府県に  
分担せることができる。

2 前項の規定により著しく利益を  
受ける他の都府県に負担金の一部  
を分担させようとする場合において  
は、主務大臣は、あらかじめ當  
該都府県の意見をきかなければな  
らない。

3 第一項の規定による督促を受け  
た者がその指定する期限までにそ

の納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金に先づるものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

（収入の帰属）

第三十九条 負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県に帰属する。

（義務履行のために要する費用）

第四十条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するためには必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第四章 ばた山崩壊防止区域等に関する管理等

（ばた山崩壊防止区域の管理）

第四十一条 ばた山崩壊防止工事の施行その他ばた山崩壊防止区域の管理は、当該ばた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。  
（行為の制限）

第四十二条 ばた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

一 立木竹の伐採（間伐、択伐その他政令で定める軽微な行為を除く。）又は樹根の採取

二 木竹の滑下又は地引による搬出

三 のり切又は切土

四 土石の採取又は集積

五 摘さく又は石炭その他の鉱物の掘採で、ばた山の崩壊の防止を阻害し、又はばた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為

六 前各号に掲げるもののほか、ばた山の崩壊の防止を阻害し、又はばた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

（経過措置）

2 第四十三条 第四条の規定によるばた山崩壊防止区域の指定の際現に定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「地すべり」とあるのは、「ばた山の崩壊」と読み替えるものとする。

第四十四条 ばた山崩壊防止工事の管理に要する費用の負担原則

第四十五条 ばた山崩壊防止区域の施行その他ばた山崩壊防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該ばた山崩壊防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

(同号中同項第一号に該当する事項を除く。)までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内に補助することができる。  
(家屋の移転者等に対する住宅金融公庫の資金の貸付)

（第一百三十七条）第二条の規定による漁港の区域（水域を除く。）内において地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ漁港管理者の長に協議しなければならない。

（報告の徵収）

第四十九条 主務大臣は、この法律の施行に関する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。（訴願及び裁定）

第五十条 次に掲げる处分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願をることができる。ただし、第二項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。

一 第十一条第一項の承認

二 第十四条第一項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

三 第十八条第一項の許可

四 第二十一条第一項若しくは第二項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令





項中「災害復興住宅」を加え、同条第二項中「災害復興住宅」及び「当該災害復興住宅」の下に若しくは地すべり関連住宅を「第十七条第五項の下に又は第六項」を加え、「二十五年(すえおき期間を含む。)」を「災害復興住宅に係るものについては二十五年(すえおき期間を含む。)以内、地すべり関連住宅に係るものについては三十年(すえおき期間を含む。)」に改め、同条第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

じ。又  
るとき  
につい  
ては、  
一項、  
項、砂  
等防止  
を適用  
第三十  
改める。  
2 前項  
事が河  
に関する  
事であ  
施設に  
び第三

じ。)又は地すべり防止工事であるときは、当該他の工事の施行について、河川法第十一條第一項、道路法第二十二條第一項、砂防法第八条又は地すべり等防止法第十四条第一項の規定を適用する。  
第三十一条第二項を次のように改める。

区域等を指定し、地すべり防止工事等を施行し、及び地すべり等の防護工事を阻害する一定の行為を制限するとともに、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するための関連事業計画を定め、及びこれに基く事業を実施した者に対する助成措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 大臣に協議しなければならない。  
建設大臣は、第一項の調査に閲覧する事務を都道府県知事に委任することができる。  
(地すべり等防止区域の指定の解除)

二 地すべり等の観測及び予報に  
関すること。

三 家屋その他の工作物の移転に  
関すること。

四 家屋その他の工作物の設置、  
土地の利用その他の行為の制限、  
又は禁止に関すること。

五 その他建設省令で定める必要  
な事項

区域等を指定し、地すべり防止工事等を施行し、及び地すべり等の防止を阻害する一定の行為を制限するとともに、地すべりによる被害を除くし、又は軽減するための関連事業計画を定め、及びこれに基く事業を実施した者に対する助成措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地すべり等による災害の防止等に関する法律  
(目的)

第一条 この法律は、地すべり等を防止し、及び地すべり等による被害を軽減し、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地すべり等」とは、地すべり、山くずれ、がけくずれ及びばた山の崩壊(これに関し鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条の規定により鉱業権者が必要な措置を講すべきものを除く)で住民の生命若しくは財産又は公共施設に対し重大の損害を及ぼすおそれのあるものをいう。

(調査及び地すべり等防止区域の指定)

第三条 建設大臣は、地すべり等のある地帯を調査した上、住民の生命及び財産の安全を確保しあびに公共施設の保全を図るために一定の区域を地すべり等防止区域として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の規定により地すべり等防止区域を指定する場合においては、あらかじめ、関係

3 建設大臣は、第一項の調査に因する事務を都道府県知事に委任することができる。

(地すべり等防止区域の指定の解除)

第四条 建設大臣は、地すべり等防止区域について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その部分につき地すべり等防止区域の指定を解除しなければならない。(地すべり等防止区域の指定又は解除の通知)

第五条 建設大臣は、第三条又は前条の規定により、地すべり等防止区域を指定し、又は解除した場合には、その旨を告示するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(地すべり等防止計画)

第六条 道府県知事は、前条の規定による地すべり等防止区域の指定を受けたときは、当該地すべり等防止区域について、地すべり等を防止し、及び地すべり等による被害を軽減するための計画(以下「地すべり等防止計画」といふ。)を作成し、建設大臣の承認を得なければならない。地すべり等防止計画を変更するときも、また同様とする。

2 前項の地すべり等防止計画は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

一 地すべり等を防止するための施設(以下「地すべり等の新設、改良その他地すべり等を防止するための工事」という。)に関するもの

二 地すべり等の観測及び予報に  
関すること。

三 家屋その他の工作物の移転に  
関すること。

四 家屋その他の工作物の設置、  
土地の利用その他の行為の制限  
又は禁止に関すること。

五 その他建設省令で定める必要  
な事項

3 第三条第二項の規定は、建設大臣  
が第一項の承認をする場合につ  
いて準用する。

4 都道府県知事は、地すべり等防  
止計画につき第一項の承認を得たときは、当該地すべり等防止計画を関係市町村長に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

(標識の設置)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による地すべり等防止区域の指定の通知を受けたときは、その地すべり等防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、地すべり等防止区域内の土地の所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。(地すべり等防止工事の施行及び地すべり等防止施設の管理)

第八条 地すべり等防止計画に定めたられた地すべり等防止工事及び地すべり等防止施設の管理は、都道府県知事が行うものとする。(直轄工事等)

第九条 建設大臣は、地すべり等防止工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施する必要がある場合若しくは都道

県の区域の境界に係る場合又はその工事の規模が著しく大である場合であつて、都道府県知事がその工事を施行することが困難又は不適当と認めるときは、みずから、その工事を行い、及び当該工事に係る地すべり等防止施設を管理することができる。

(地すべり等を促進する行為等の制限、禁止等)

**第十一条** 都道府県知事は、地すべり等防止区域内における地すべり等を促進し、又は地すべり等による被害を増大させるおそれのある家屋その他の工作物の設置、土地の利用その他の行為を制限し、又は禁止することができる。

**2 都道府県知事は、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可に係る事業又は行為について、前項の規定による制限又は禁止をしようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可を行つた行政庁に協議しなければならない。**

**3 都道府県知事は、地すべり等防止区域内における地すべり等を促進し、又は地すべり等による被害を増大させるおそれのある家屋その他の工作物の所有者に対し、一定の期限を附してその移転又は除却を命ずることができる。**

**4 都道府県知事は、第一項の規定による制限若しくは禁止又は前項の規定による命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。**

**5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者とが協議しなければならない。**

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事は、自己の見積った金額を損失額として定めるところにより、補償金の支払を受けた日から一箇月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十九条の規定による裁決を申請することができる。

（家屋移転等の勧告）

**第十二条** 都道府県知事は、地すべり等防止区域内の家屋その他の工作物で地すべり等による損害を受けるおそれのあるものの所有者に対し、一定の期限内に、その家屋その他の工作物を移転し、又は除外するよう勧告することができる。

（地すべり等警報）

**第十三条** 地すべり等による著しい危険が迫っていると認められるときは、都道府県知事又はその命令を受けた都道府県の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（土地の立入等）

**第十四条** 建設大臣若しくは都道府

県知事又はこれらの命を受けた者は、  
若しくはこれらの委任を受けた者は、  
は、地すべり等防止区域に闇する  
調査若しくは測量又は地すべり等  
防止工事のためやむを得ない必要  
があるときは、あらかじめその占有  
者に通知して、他人の占有する  
土地に立ち入り、又は特別の用意  
のない他人の土地を材料置場若し  
くは作業場として一時使用するこ  
とができる。ただし、あらかじめ  
通知することが困難であるとき  
は、通知することを要しない。  
2 前項の規定により宅地又はか  
き、さく等で囲まれた土地に立ち入  
り、さく等で囲まれた土地に立ち入  
るときは、立入の際あらかじめその  
旨を当該土地の占有者に告げな  
ければならない。  
3 日出前及び日没後においては、  
占有者の承認があつた場合を除  
き、前項に規定する土地に立ち入  
つてはならない。  
4 第一項の規定により土地に立ち  
入ろうとする者は、その身分を示  
す証明書を携帯し、関係人の請求  
があつたときは、これを提示しな  
ければならない。  
5 第一項の規定により特別の用途  
のない他の土地を材料置場又は  
作業場として一時使用しようとする  
ときは、あらかじめ当該土地の占  
有者及び所有者に通知して、そ  
の者の意見を聞かなければならな  
い。  
6 土地の占有者又は所有者は、正  
当な理由がない限り、第一項の規  
定による立入又は一時使用を拒  
み、又は妨げてはならない。  
建設大臣又は都道府県知事は、

第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対する補償し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 第十条第五項及び第六項の規定によれば、前項の場合について、準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは、「建設大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

9 第四項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(土地利用計画)

第十五条 第六条第四項の規定による通知を受けた市町村長は、当該土地すべり等防止区域について、土地を有效地に活用するため、地すべり等防止計画に即して土地利用計画を作成し、都道府県知事の承認を得なければならない。土地利用計画を変更するときは、また同様とする。

2 前項の土地利用計画は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

一 土地の利用区分に関すること。

二 土地の利用に関する必要とされる公共施設又はこれに準ずる施設の整備に関すること。

三 土地の利用に関する必要な事項

4 市町村長は、第一項の土地利用計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会で定める

会及び当該地すべり等防止区域内の土地の利用に關係ある公共施設又はこれに準する施設の管理者の意見を聞かなければならない。

4 市町村長は、土地利用計画につき第一項の承認を得たときは、当該土地利用計画の要旨を公表しなければならない。

5 第一項の土地利用計画に基く事業は、この法律に定めるものほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（家屋等の移転に対する助成措置）

第十六条 国又は地方公共団体は、家屋その他の工作物の所有者が地すべり等防止計画又は土地利用計画に基き、当該家屋その他の工作物を移転するときは、地すべり等防止区域内の土地の充渡のあつせん、必要な土地若しくは家屋その他の工作物の取得の援助等当該移転を容易ならしめ、又は移転後の生活再建を援助するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、地すべり等防止区域の指定の際現に当該地すべり等防止区域内にある家屋その他の工作物の所有者が、第十一条の規定による勧告に基き同条の期限内に、当該家屋その他の工作物を移転し、又は除却するときは、その者に対し、家屋その他の工作物（倉庫、収納舎等農業生産に直結するもので農林省令・建設省令で定めるもの（以下「農業用家屋等」という。）を除く。）の移転を要する費用についてはその四分の一以内

を、農業用家屋等の移転に要する

費用についてはその二分の一以内

を、家屋その他の工作物の除却に

要する費用についてはその四分の

一以内を補助するものとする。

(地すべり等防止計画の実施等に要する費用)

第十七条 地すべり等防止計画の実施に要する費用及び地すべり等防

止施設の管理に要する費用は、こ

の法律及び公共土木施設災害復旧

事業費国庫負担法(昭和二十六年

法律第九十七号)並びに他の法律

に特別の規定がある場合を除き、

当該地すべり等防止区域の属する

都道府県の負担とする。

(直轄工事等に要する費用の負担割合)

第十八条 第九条の規定により建設

大臣が施行する地すべり等防止工

事及び当該地すべり等防止工事に

係る地すべり等防止施設の管理に

要する費用は、国がその四分の三

を、当該地すべり等防止区域の属する都道府県がその四分の一を負担する。

2 前項の場合において、当該地すべり等防止工事によつて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、

建設大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度に

その利益を受ける限度に

おいて、当該地すべり等防止区域の属する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に負担する。

3 前項の規定により建設大臣が負担する

費用を、当該地すべり等防止区域の属する都道府県が負担する

費用を、六箇月以下の懲役又は五

万円以下の罰金に処する。

前項の規定により建設大臣が負担する額は、当該市町村の意見

場合においては、建設大臣は、あらかじめ当該都道府県の意見をきかなければならぬ。

(補助)

第十九条 国は、都道府県知事が行

う地すべり等のおそれのある地帯

の調査及び地すべり等防止計画の実施並びに第十六条第二項の規定による補助に要する費用で政令の定めるものについては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以内を当該都道府県に対し補助するものとする。

2 国は、第十五条第五項の規定により地方公共団体その他の者が土地利用計画に基いて行う農地の造成及び改良並びに農業用施設の整備に要する費用で政令で定めるものについては、予算の範囲内において、政令で定めるところによつて、公共団体その他の者に対し補助するものとする。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

2 前項の場合において、負担金の徴収方法については、都道府県の条例で定める。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(受益者負担金)

第二十一条 都道府県は、地すべり等防止工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該地すべり等防止工事に要する費用の一部を負担させることができることとする。

2 前項の規定により建設大臣は、この法律

の施行に関し必要があるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 地すべり等防止計画の実施又は地すべり等防止施設の管理がこれを行う都道府県の区域内の市町村を利用するものである場合は、その受益の限度において、当該市町村に対し、第十七条の規定により都道府県が負担する額から前条第一項の規定により国が補助する額を控除した残額及び第十八条の規定により都道府県が負担する額の一部を負担させることができる。

2 第二十二条 建設大臣は、この法律

の施行に関し必要があるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 地すべり等防止計画の実施又は地すべり等防止施設の管理がこれを行う都道府県の区域内の市町村を利用するものである場合は、その受益の限度において、当該市町村に対し、第十七条の規定により都道府県が負担する額から前条第一項の規定により国が補助する額を控除した残額及び第十八条の規定により都道府県が負担する額の一部を負担させることができる。

2 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

1 第十条第一項又は第三項の規定による処分

2 第二十二条第一項の規定による

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正

4 (土地収用法の一部改正)

5 住宅金融公庫法(昭和三十五年法律第百五十六号)の一部を次に改正する。

6 公庫は、地すべり等による災害の防止等に関する法律(昭和三十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

7 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

道府県知事が行う制限又は禁止に違反した者

に違反した者

第十四条第六項の規定に違反する者は、一万円以下の罰金に処する。

2 第十五条次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

3 第三条第十号の二の次に次の二号を加える。

4 土地収用法の一部を次のように改正する。

5 地すべり等による災害の防止等に関する法律(昭和三十三年法律第百三号)に基き実施する地すべり等による災害の防止費用の一部を負担せしめなければならない。

6 公庫は、地すべり等による災害の防止等に関する法律(昭和三十三年法律第百三号)に基き実施する地すべり等による災害の防止費用の一部を負担せしめなければならない。

7 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

4 土地収用法の一部を次のように改正する。

5 地すべり等による災害の防止等に関する法律(昭和三十三年法律第百三号)に基き実施する地すべり等による災害の防止費用の一部を負担せしめなければならない。

6 公庫は、地すべり等による災害の防止等に関する法律(昭和三十三年法律第百三号)に基き実施する地すべり等による災害の防止費用の一部を負担せしめなければならない。

7 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のよう改訂する。

3 第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

4 第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

5 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

いものの購入及び当該命令又は勧告に基く人の居住の用に供する家の移転を含む。以下同じ。)をし、又は当該地すべり等移転住宅の建設に附隨して土地若しくは借地権の取得をしようとするときは、これらの者に対し、地すべり等移転住宅の建設又は地すべり等移転住宅の建設に附隨する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「第四項、第五項及び第七項」を「第四項から第六項まで及び第八項」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に改めること。

第二十条第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 第十七条第六項の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第一項の場合に準じて政令で定める。

第二十二条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第十七条第六項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間については第一項の規定を準用する。

第二十二条の二中「若しくは使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に」を「若しくは使用していた者又は同条第六項に規定する者が、それぞれ同条第五項

又は第六項に規定する期間内に、「第七項」を「第八項」に改め  
る。

第二十一条の三第三項各号別記  
以外の部分中「災害復興住宅又は  
「災害復興住宅等(災害復興住宅等  
及び地すべり等移転住宅をいう。以  
下同じ。)又は「又は災害復興  
住宅」を「又は災害復興住宅等」に、  
同項第二号、第四号から第七号ま  
で及び第九号中「災害復興住宅」を  
「災害復興住宅等」に、同項第四号  
及び第九号中「若しくは第七項」を  
「第六項若しくは第八項」に、同  
項第八号及び第十号中「第七項」を  
「第八項」に改める。

第二十三条第一項中「災害復興  
住宅」を「災害復興住宅等」に、「及  
び第七項」を「第六項及び第八  
項」に改める。

第二十四条第二項中「災害復興  
住宅」を「災害復興住宅等」に、「第  
八項」を「第九項」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興  
住宅」を「災害復興住宅等」に改め  
る。

第三十五条第三項中「又は第七  
項」を「第六項又は第八項」に、  
「災害復興住宅」を「災害復興住宅  
等」に改める。

第三十五条の二第三項中「第七  
項」を「第八項」に改める。

第三十六条中「第八項」を「第九  
項」に改める。

第四十九条第五号中「第六項」  
「第七項」に、同条第六号中「第八  
項」を「第九項」に改める。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部  
改正)

部を次のように改正する。

第九条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、同条第三項中「若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に改める。

第十六条第三号中「第六項」を「第七項に、同条第四号中「第八項」を「第九項」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第六項」を「第七項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改める。

第八条の二第一項中「第五項」の下に「又は第六項を、「災害復興住宅」の下に「又は地すべり等移転住宅」を加え、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公庫が北海道の区域内において地すべり等移転住宅の建設をし、又は当該地すべり等移転住宅の建設に附隨して土地若しくは借地権の取得をしようとする者に対し、公庫法第十七条第六項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一分五厘とし、貸付金の償還期限については同条同項の規定を準用する。

○根本国務大臣　地すべり等防止法案の提案理由及びその要旨を御説明申上げます。

わが国における地すべりの現況は、全国で約五千五百カ所、総面積は約十亿万五千町歩に及び、年々多大の被害が発生しておりますが、特に昨年七月とおける西九州地方の豪雨に際しては、地すべりによる被害がきわめて顎著であったのであります。わが国は国土がきわめて狭隘であるため、地すべりが発生し、または発生するおそれのある地域も宅地、農地等に利用されてい るような実情でありますので、このよ うな地域について地すべりの防止をはかることは民生の安定のためにも、また国土の保全上もきわめて緊要なこと であります。

地すべりの防止につきましては、從 来からも砂防法による砂防指定地の指定もしくは砂防工事、森林法による保安林の指定もしくは保安施設事業等は農地保全事業を行うことによります。

本案施行に要する経費としては、  
〔本年度約十五億円の見込である。  
〔平年度約二十億円〕

理 由

最近における地すべり等による被害の状況にかんがみ、国土の保全と民生の安定を図るために、地すべり等を防止し、これによる被害を軽減するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

して相当の成果を上げて参り、また砂防法、森林法等の適用されない区域につきましても、國の予算措置によりまして地すべり防止に努めて来たところあります。しかしながら、地すべり防止工事をより効果的に行うため、たゞいま申し上げました各種の地すべり防止事業に関する計画と実施を統一して、事業執行の能率化、適正化を期すとともに、地すべり防止に有害な行為を規制し、さらに地すべり防止工事に関連しまして、住宅の移転、農業用施設の整備等についても有効適切な対策を講ずる等、地すべり防止の抜本的対策を急速に確立する必要があるのであります。

なお、炭鉱のいわゆるボタ山で保全の責めに任する鉱業権者が存在しないものについては、その管理が放置される結果、往々にして崩壊して災害を発生している事例があり、ボタ山崩壊防止対策をあわせ樹立する必要がありますので、この際、本法律案の対象といたしまして、必要な範囲内において、地すべりと同様の措置を講ずる必要があるのであります。

以上がこの法律案を提出した理由でありますから、次に地すべり等防止法案の要旨について、御説明申し上げます。

まず第一に、地すべり防止区域の制度を設け、これを指定することにいたしましたことであります。主務大臣は、地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し誘発し、または助長し誘発するおそれのきわめて大きいもので公共の利害に密接な関連を有するものにつきまして、必要に応じ、現地調査を行なつた



